

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
令和6年度第1回理事会議事録

- 1 日 時 令和6年6月5日(水) 午後3時～午後4時15分
- 2 場 所 名古屋ガーデンパレス5階 梅(名古屋市中区錦3-11-13)
- 3 理事現在数及び定足数 現在数11名、定足数6名
- 4 出席理事
伊藤靖祐、加藤義彦、山崎拓史、伊藤 聡、鈴木孝昌、藤城智哉、松岡明範、水越省三、村上芳枝、吉田宏道 計10名
- 5 理事以外の出席者
監 事 伊藤秀樹、安井信久
事務局員 鈴木 篤、大塚あゆみ
- 6 議 案
 - (1) 第1号議案 令和5年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告について
 - (2) 第2号議案 令和5年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算について
 - (3) 第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営細則の一部改正について
 - (4) 第4号議案 定時評議員会の開催日及び議案について
- 7 議事の進行等
 - (1) 議長の選出
定款第39条の規定により、理事長 伊藤靖祐が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認
午後3時現在、理事現在数11名中9名の出席があり、定款第40条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
 - (1) 第1号議案 令和5年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告について
 - (2) 第2号議案 令和5年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算について
議長の指示により、事務局長が両議案を一括して資料に基づき説明した。
議長の求めにより、伊藤監事が資料の監査報告書に基づき報告した。
議長が、意見・質問を求めた。

◎加藤常務理事から質問
(資料8頁退職手当資金準備率について)旧算定乗率に比べ新算定乗率の場合は「期末要支給額」が増えているが、理由は何か。
《理事長》
支給率を変えたため支給額(退職金)が増えている。これは、退職手当資金準備率が100%を超えることができないという側面もある。

◎加藤常務理事から質問
貸借対照表の「退職手当資金準備金11,001,970,103円」は、財産目録の「資産合計」と「流動負債合計」「正味財産」の差額ということか。また、貸借対照表の一般正味財産の金額と正味財産増減計算書とが上手く結びついていない。
《事務局》
退職手当資金準備金の考え方は、資料12頁「財務諸表に対する注記」の「1 重要な会

計方針（４）①」記載のとおりである。

《伊藤聡理事》

退職手当資金準備金は正味財産だと思ってもらえばよい。公益法人に移行する際、正味財産がマイナスの団体は認められないことから考えられた手法である。単純に、退職手当資金準備金と正味財産が使えるお金であると考えればよい。会計の原則からは外れるかもしれないが、これしか方法がないということで、当時、公益化する時に、群馬県の高校の団体が突破し、次いで東京都が突破し、全国的にOKとなったと考えるしかない。

他に質問・意見はなく、議長が、第1号議案、第2号議案それぞれについて、挙手により賛否を求めたところ、両議案とも挙手多数で原案のとおり承認された。

(3) 第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営細則の一部改正について
議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めた。

◎加藤常務理事から意見

財団からお金をもらって職員に渡さない人がいたので、「退職金領収書の写し」というものがあつたと想像している。ちゃんと本人に渡っていることが大切である。銀行で振込み、その証明を得ることが一番理に適っている。

◎水越理事から質問

振込金受付書に原本証明をしたものを提出するとあるが、振込金受付書自体は銀行からもらった原本でなければならないか。

《理事長》

銀行からもらったものをコピーして、そのコピーに原本証明をして提出する。

◎山崎常務理事から意見

ネットバンキングで振り込む場合、筆跡などが残らないので、そういうものは原本証明を付すべきと考える。

他に質問・意見はなく、議長が、第3号議案について挙手により賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

(4) 第4号議案 定時評議員会の開催日及び議案について
議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが発言はなく、挙手により賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

9 報告

5月15日付理事長通知（運営細則及び運営規則の了解事項の一部改正）について
議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが発言はなかった。

10 その他

資格異動等の遡及処理について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、今回の遡及処理について次のとおり説明し、理事から意見を求めた。

「これまでは全て遡及処理をしてきたが、期間の長さ、件数の多さから、このまま特例的な取扱いを続けていくことがよいのか考えている。資格取得の個別の案件についてのご相談になるが、皆さんの率直なご意見をいただき、ある程度方向性を出していきたい。議案では

ないが、理事会に諮って意見をいただいたことは記録に残した上で、理事長決定をしていく。」

◎吉田理事から質問

ここに記載のない方の職員の出入りはあったのか。

《事務局》

Aについては、異動の届出がほとんどなく、この数年はこれまでどおりの負担金を払い続けていた。

◎山崎常務理事から質問

私学共済の定時決定さえなかったのか。遡及処理のために遡ることはできるのか。

《事務局》

私学共済の書類はあったので遡ることはできる。その書類のコピーを提出していただくのに時間を要した。

◎伊藤聡理事から意見

今回は認めるけれど次回からは一切認めないという文書を法人ごとに出してはどうか。このことをルールとして定めてはどうか。

◎加藤常務理事から質問

遡って処理する際に支払っていただく金額は要支給額か。また、県からの補助金相当額はどうなるのか。

《伊藤聡理事》

1回ごとの負担金相当額を積み上げた金額に、県補助金相当額を加えた額を納めていただくことになる。

◎山崎常務理事から意見

理由書を提出していただく際に、今後このようなことがあった場合に、いかなる理由があっても遡及がされないことを認めます、遡及に伴い支払わなければならない負担金はお支払いします、の2つを一筆書いていただくべきでないか。

◎藤城理事から質問

遡及に伴う負担金を支払えない場合、分割などの対応をするのか。

《議長》

分割の手続きはしないので、遡及せずに令和6年4月から加入していただくことになる。

以上の議論を踏まえ、議長が、「先ほど伊藤聡理事から意見のあった、1回目は遡及を認めることとし、次回からは遡及しない旨の文言を付して、今回は遡及を認めることでよいか。」と提案した。

◎伊藤聡理事から意見

この場で、処理基準「資格異動等の遡及処理について」（平成29年6月5日）を変えてはどうか。例えば、2項を「前項にかかわらず、理事長は、設置者に理由書を提出させ、止むを得ない理由があると判断した場合には、理事会の決議により、遡及して行うことができる。」としてどうか。

この意見を受け、議長が挙手により賛否を求めたところ、全会一致で伊藤聡理事が提案した案のとおり承認された。

以上の議事を明確にするため、出席した理事長、理事及び監事は記名押印する。

令和6年6月5日

理事長 伊藤靖祐

常務理事 加藤義彦

常務理事 山崎拓史

理事 伊藤 聡

理事 鈴木孝昌

理事 藤城智哉

理事 松岡明範

理事 水越省三

理事 村上芳枝

理事 吉田宏道

監事 伊藤秀樹

監事 安井信久